年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1.	今回	のあっ	っせん	连0	つ概要
	/ 🗀	~ <i>~ ~ ~ ~ ~</i>	<i>,</i>	/ TT V	ノリめいる

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社のB工場における資格取得日を昭和44年4月20日、資格喪失日を同年7月21日とし、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月20日から同年7月21日まで

A社に昭和30年9月1日から平成11年1月6日までの期間、継続して勤務していたが、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についての加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務(昭和44年4月20日に同社本社工場から同社B工場に異動し、同年7月21日に同工場から同社C工場に異動。)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 44 年 3 月及び同年 7 月に係る社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は関連資料が無く不明としているが、当該事業所に係る被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る被保険者記録が失われたとは考えられない上、事業主による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難

いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準賞与額は、申立人が 主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間の標準賞 与額を125万8,000円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

平成 16 年 12 月 15 日に、A社から支払われた賞与額は、125 万 8,000 円であったにもかかわらず、オンライン記録では 12 万 5,000 円とされている。厚生年金基金の標準賞与額は 125 万 8,000 円と記録されているので、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB厚生年金基金の記録、及び同社が保有している厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書によると、申立期間の標準賞与額は125万8,000円であることが確認できる上、同基金の厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届は複写式であり、社会保険事務所に対する届書と一体であったことから、同一内容の書類が社会保険事務所に提出されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、B厚生年金基金の記録から、125万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、社会保険事務所(当時)に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間の標準賞与額を145万8,000円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月15日

平成 16 年 12 月 15 日に、A社から支払われた賞与額は、145 万 8,000 円であったにもかかわらず、オンライン記録では 14 万 5,000 円とされている。厚生年金基金の標準賞与額は 145 万 8,000 円と記録されているので、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入しているB厚生年金基金の記録、及び同社が保有している厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書によると、申立期間の賞与標準給与額は145万8,000円であることが確認できる上、同基金の厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届は複写式であり、社会保険事務所に対する届書と一体であったことから、同一内容の書類が社会保険事務所に提出されていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、B厚生年金基金の記録から、145万8,000円とすることが妥当である。

群馬国民年金 事案 561

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるものの、当該期間は国民年金被保険者となり得る期間ではないこと、また、同年4月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められないことから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から63年11月まで

昭和52年9月からA社に勤務し、厚生年金保険に加入したが、同年4月から54年3月までの国民年金保険料を納付したことを示す「国民年金保険料預り証」を持っており、それ以降の期間についても、親が納付したはずである。申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その両親が、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、事実、申立期間のうち、昭和52年9月から54年3月までの保険料を納付したことは、申立人が所持する「国民年金保険料預り証」から推認できる。

また、申立期間は厚生年金保険の加入期間となっているものの、申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までについては、国民年金保険料が環付された形跡は見当たらない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年9月については、市が保管する国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにも、同月分の国民年金保険料を還付した記録が記載されており、それらの記載

内容に不合理な点は見当たらない上、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情もうかがえない。

一方、申立期間のうち、昭和54年4月から63年11月までについては、 申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付に直接関与 しておらず、その両親も既に亡くなっているため、当時の状況が不明で あるなど、ほかに申立人の両親が当該期間の保険料を納付していたこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は上記の期間について厚生年金保険被保険者であり、国民年金被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 昭和36年10月1日から37年10月1日まで昭和36年8月1日から37年9月30日までの期間、A社に勤務した。社会保険事務所(当時)でこの期間の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、36年10月1日から37年10月1日までの期間について、厚生年金保険に加入していた記録が無かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年8月1日から37年9月30日までの期間、A社に勤務していたと申述しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、36年8月1日に資格取得し、同年10月1日に資格喪失した旨が記録されており、申立期間の勤務については、当時の事業主は死亡しているため証言が得られず、同社に関連資料が保存されていない上、当該期間に勤務していた複数の元従業員からも明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和14年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月21日から3年9月1日まで

② 平成5年10月1日から6年9月1日まで

③ 平成6年9月1日から7年10月1日まで

④ 平成8年10月1日から9年9月1日まで

⑤ 平成10年10月1日から11年3月16日まで

A社に勤務していたときの給与収入等からみて、申立期間についての標準報酬月額が低く決定されているのではないかと思われるので、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が勤務していたA社の関連会社であるB社から提供された申立人の申立期間に係る給与明細票に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録に係る標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、A社が加入していたC厚生年金基金の記録によると、申立人の 申立期間における「報酬標準給与」は、オンライン記録における標準報 酬月額と一致している。